

豊橋市外来アリ拡散防止業務仕様書

1 目的

市内に生息している特定外来生物であるアルゼンチンアリについて、薬剤散布等の防除を実施することで、個体数の増加及び生息範囲の拡大を阻止し、特定外来生物による生態系等への被害の防止を図ることを目的とする。

2 業務期間

契約日から令和9年3月31日までとする。

3 業務場所

業務実施場所は、次のとおりとする。

(1) 豊橋市下地地区内

※別紙1「作業範囲」参照

※原則として、範囲内の道路等の両側、道路を有さない河川は河川沿いを対象とする。

ただし、道路工事、樹木の繁茂等の事由により、業務実施場所での防除が困難となる箇所については、発注者と対応を協議すること。

4 作業回数

作業回数は、原則として週2回とする。ただし、発注者が悪天候、外気温等の低下等の事由により、防除を効果的に実施できないと判断する場合はこの限りでない。

5 1回の作業について

1回の作業は、受託者側から選出された3名にて、3時間の実働を目安として実施する。

作業日時及び人員は、作業範囲、天候、アルゼンチンアリの活動状況などの複合的な要因を考慮し、発注者と受託者とが協議して決定する。また、発注者は作業に関して、適宜助言や補助を行うものとする。

6 作業内容

(1) 日程等の調整

発注者は、作業予定日の1週間を目途に、受託者と作業日時及び人員の調整を行う。

(2) 防除作業

別紙1「作業範囲」の地域において、前述の「1回の作業について」の範囲内で、主に市道と工場・事業場・民家等との敷地境界、道路側溝などへ、後述の固形薬剤（ベイト剤）を概ね10mごとに設置するとともに、液体薬剤（液剤）を散布する。

ア) ベイト剤の設置

ベイト剤の設置は、原則として、工作物に固着させることとするが、固着先の工作物を損壊させないように留意し、工作物以外に設置する場合は、紛失しないよう注意して設置すること。

イ) 液剤散布

液剤の散布は、原則として、噴霧器等を使用のうえ、シャワー状若しくは霧状の形状で散布

する。

ウ) その他

作業に係る器材（噴霧器、ベイト剤、液剤）は発注者が準備することとし、それ以外の器材については、受託者の負担により準備する。

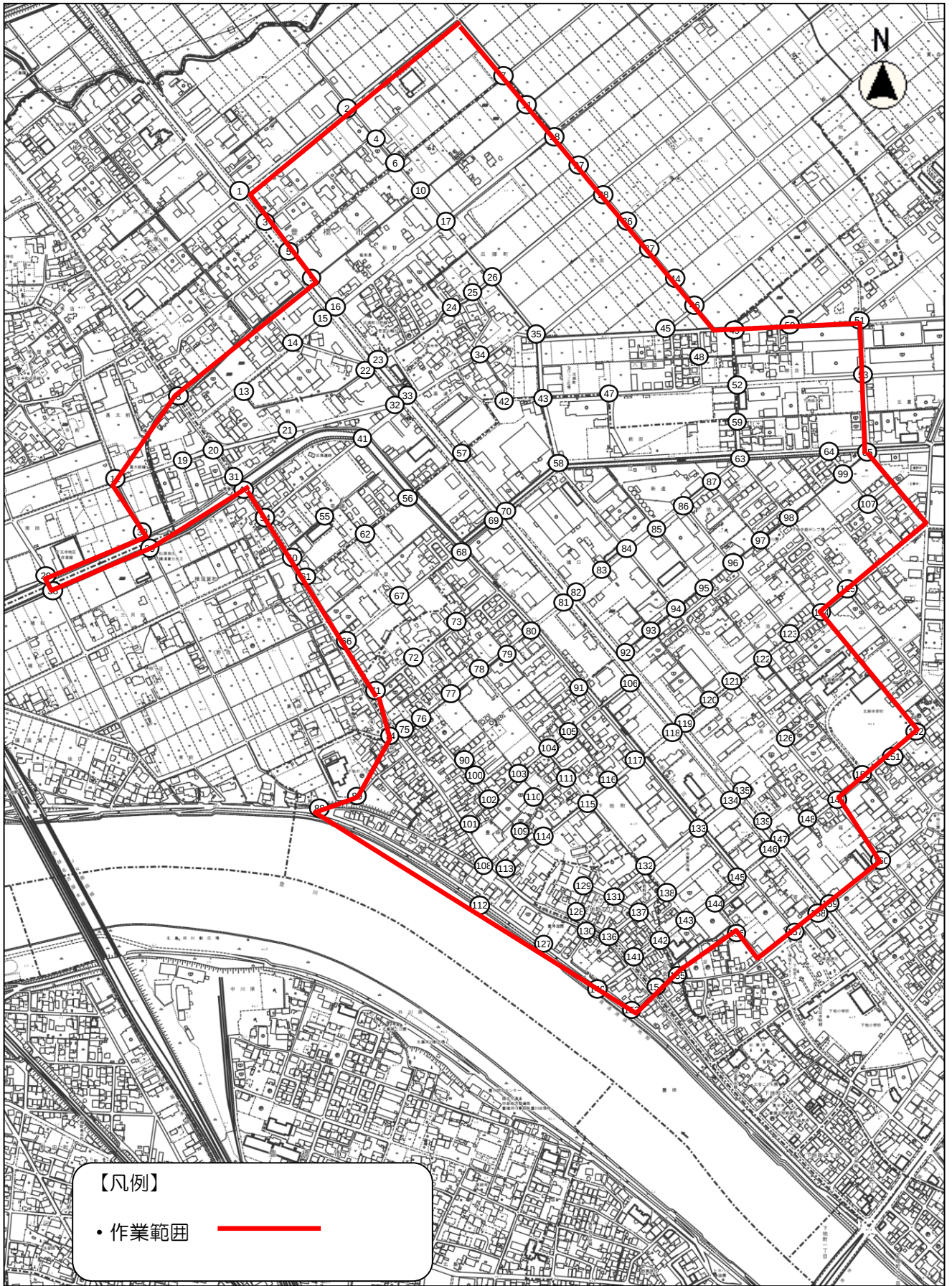
7 業務報告書及び提出期限

受託者は、各作業完了後14日以内もしくは令和9年3月12日のいずれか早い日までに、別紙2「業務報告書」を発注者あて1部提出する。

8 その他

- (1) 作業時は各種法令、マナーを順守し、周辺の住民や企業に迷惑がかからないよう十分注意を払い、質問や問い合わせがあった場合は真摯に対応すること。
- (2) 初回作業の着手前に、発注者よりアルゼンチンアリに関する知見、生息状況、作業上の注意点等について説明を受けた上で作業を実施すること。
- (3) アルゼンチンアリは外来生物法に基づく特定外来生物に指定されており、飼養・栽培・保管・運搬等が禁止されていることから、毎回作業前に従事者等関係者に対し周知徹底し、他の地域に持ち出さないよう、細心の注意を払うこと。
- (4) この仕様によりがたい場合は、発注者と協議するものとする。

別紙1 「作業範囲」



縮尺 1 : 8500



別紙2

業務報告書

年 月 日

豊橋市長 様

受託者

住 所

氏 名

業務実施結果について、下記のとおり報告します。

- 1 受託業務名 豊橋市外来アリ拡散防止業務
- 2 業務実施日 年 月 日
- 3 業務実施場所 別紙のとおり
- 4 業務実施写真 別紙のとおり